

財務関係書類のうち、

「当該事業の今後5年間の収支予算書」、「設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書」、「設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画」について

1 当該事業の今後5年間の収支予算書

認可申請対象施設について、以下により作成してください。

(1) 収入

大項目を委託費収入、その他に分類した上で、内訳を記載してください。

(2) 支出

大項目を人件費、管理費、事業費とし以下の内訳に分類してください。

ア 人件費

職員給与、法定福利費、退職金関係経費（退職共済掛金、退職引当金等）

イ 管理費

土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費

ウ 事業費

給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費
交通費、広告宣伝費等その他全ての経費

(3) (1) 及び (2) の差し引き額

(4) 返済（償還）予定額（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合のみ。）

(5) その他

収入（委託費収入等）の積算に用いた入所率を記載してください。

2 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

設置者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。

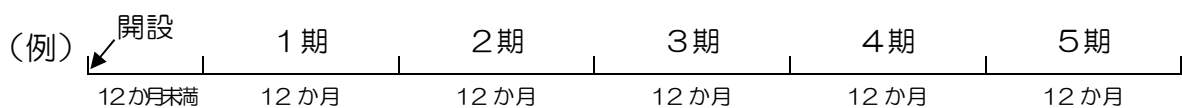
3 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

設置者全体の借入金等について、金融機関等別の借入等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元利）を記入してください。

※ 当該事業の設置にかかる借入金も記載してください。

※ いずれも5期5年分を提出していただきます。開設が期の途中である場合は残りの期間に加えた5期5年分を提出していただきます。

※ いずれも特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第31条において、会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」としているとおり、区分を設けて提出していただきます。（定員や面積等で当該事業と認可保育所を按分する必要があります）



この期間分を提出していただきます。